指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和４年度		
施　設　名	秋田県立小泉潟公園	設置年	昭和　50　年
所　在　地	秋田市金足鳥崎字後谷地21		
指定管理者	むつみ造園土木株式会社		
県所管課	都市計画　　課　　都市整備 チーム		

1　施設の概要

設置目的	小泉潟公園は秋田市金足地区にあり、男潟・女潟の水面を中心に自然の風致、景勝の保全と野外レクレーションの場として計画され、秋田市とその周辺市町村、更には県内外の広域的なレクレーション需要を充足する事を目的に設置。
県の施策上の施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における、当該施設の位置付け・目標 新秋田元気創造プラン第5章/基本政策2「生活環境」/目指す姿3「安らげる生活基盤の創出」/施策の方向性③「安らぎと潤いのある空間づくり」において、「都市公園の整備」が位置付けられている。成果指標は県立都市公園の利用者数 新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための取組として、当該施設に求められているもの より質の高い生活空間を確保するため、県民が四季を通じてゆとりと豊かさを実感できる空間の創出。
施設の面積	63.7ha
主な設置施設	管理事務所、日本庭園（水心苑）、菖蒲園、レクリエーション広場（花木園）、噴水広場、人工芝テニスコート、フィールドアスレチック、小球技広場、水辺広場
指定管理業務の内容	料金制：有（利用料金併用制　・　完全利用料金制）　(無)（指定管理料制） 料金設定：別紙による。 サウンディング実施対象施設※：×　←○、×を記入 指定期間：R3.4.1　～　R8.3.31 営業期間・時間：9：00～17：00 ①維持管理（施設管理、植物管理） ②運営管理（利用受付、利用案内、広報広告、催事、運営協議会の設置等） ③法令管理（財産管理、許認可、賠償責任等）
自主事業の内容	イベントとして、講習会型、地域交流型、室内外展示型、自然体験等を実施。

直近３年の年間利用者数	Ｒ２　260,553 人	Ｒ３　264,772 人	Ｒ４　310,689 人
直近３年の年間料金収入	Ｒ２　1,268 千円	Ｒ３　1,494 千円	Ｒ４　1,648 千円

直近５年の収支決算（単位：千円）	Ｈ３０	Ｒ元	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
収入計	46,700	46,700	47,565	48,000	48,000
利用料収入					
指定管理料	46,700	46,700	47,565	48,000	48,000
その他収入					
支出計	46,700	46,700	47,565	48,000	48,000
人件費	31,792	30,527	30,957	32,199	33,262
人件費以外	14,908	16,173	16,608	15,801	14,738
差　引	0	0	0	0	0

※単年度維持管理・運営費が１億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の２～３年前にサウンディング（官民対話）を実施する。

２　観点ごとの評価

（観点Ⅰ）施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

【ポイント】

施設の設置目的（施設の目指す姿）を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

○指定期間における運営方針・施設の利用目標

※協定書に記載した運営方針・施設の利用目標を記載 （Ｒ６年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要）

○目標の設定（毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標）

令和４年度の目標	利用者数　290,000人

○指定管理者による実績報告

直近３年の実績	年度	Ｒ元年度	Ｒ２年度	Ｒ３年度	
	目標	310,000	315,000	285,000	
	実績	276,050	260,553	264,772	
	達成率	89.0%	82.7%	92.9%	
令和４年度の実績	実績	310,689	達成率	107.1%	
	具体的な取組とその効果	異業種との協働でのイベント開催や、キッチンカーの出店他室内イベントの定期的開催と秋の紅葉ライトアップが好評だった。また企画に関した情報の発信回数（HP・SNS）を増やした。工事の為、水心苑を1ヶ月早く閉園したが、冬季開園（日曜限定）を開催し水心苑利用者数を増やす事が出来た。			
令和５年度の目標（設定根拠）	目標	295,000人			
	設定根拠	H27年に利用者数30万人を超えて以降、H29年の熊目撃、R2年のコロナで公園利用者数が激減したことから、新規受託期間中5ヵ年後の30万人回復を目指した目標値。			

※指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

（観点Ⅰ）の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	A	コロナ禍が続く中ではあったが、感染対策をしつつイベント企画を開催。幼保育園等のレクレーションや遠足利用、校外学習利用も戻りつつあった。SNSの発信により老若男女問わず利用者があった。
	県（所管課）	A	コロナ禍にありながらも、感染予防対策を講じながら自主事業を積極的に実施し、利用者数310,689人と目標の290,000人を上回ったことは評価できる。

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

また、施設の設置目的（施設の目指す姿）を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

Ａ：目標達成（数値目標の場合は100%以上）

Ｂ：A及びC以外

Ｃ：目標達成に向けて改善が必要（数値目標の場合は80%未満）

（観点Ⅱ）施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度の状況（直近３年）	Ｒ元年度	Ｒ２年度	Ｒ３年度
	87.7%	93.7%	91.5%

令和４年度の実績	実績	90.5%
	具体的な取組とその効果	・寄せられたアンケートは、施設内共有スペースに貼り出し見える化する事で、対応と進行状況を利用者へ情報公開している。 ・秋の紅葉ライトアップ時にスタッフ手作り工作物を配布した。 ・老若男女幅広い層での講習会や手作り教室を開催した。

（観点Ⅱ）の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	A	・利用アンケートの意見には、可能な限り対応と情報を公開している。 ・常駐する全スタッフへのマナー教育と管理説明を実施し、利用者に対して丁寧な説明と受け答え及び緑地管理等に努めている。
	県（所管課）	A	利用者の意見とその対応状況を公表するなど、きめ細かに対応しており、満足度90%を超える高水準を３年間継続していることは評価できる。

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

Ａ：満足度80%以上　　Ｂ：A及びC以外　　Ｃ：満足度60%未満

（観点Ⅲ）効率性の向上等に関する取組

（１）経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和４年度の実績	経費の低減実績	・値上げに伴い電気料金28%増だが、使用量は5%減少 ・ガソリン他、動力燃料使用料5%削減
	具体的な取組とその効果	・電気使用量削減への取組み実施（事務所内蛍光灯を半分取外し） ・コピー機器材の入替、白黒両面コピーによる経費削減 ・年間消耗品の精査による、まとめ買いで割引経費削減 ・冷暖房設定温度による経費削減

（２）収入の増加　※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和４年度の実績	収入の増加実績	－
	具体的な取組とその効果	－

（観点Ⅲ）の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	A	・利用者の不快にならない程度で蛍光灯を（半分）外し、室内温度設定も、冷房は28度、暖房は20度設定に保ち、送風運転など併用し電気量を抑えた。 ・消耗品の年間使用量を把握し、まとめ購入（箱単位、セット単位）で経費を抑えた
	県 （所管課）	A	燃料費高騰により電気料金は前年より増加したものの、節電により電気使用量は５％減となった。使用料収入も約９％増となっていることからＡ評価とした。

【評価基準】　次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。
Ａ：（１）経費の低減、（２）収入の増加とも前年比で５％以上改善
Ｂ：A、C以外
Ｃ：（１）経費の低減、（２）収入の増加とも前年比で５％以上悪化

（観点Ⅳ）公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】
施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

○指定管理者による実績報告

令和４年度 の実績	○人員配置 管理運営に必要人員を配置しており、イベント企画に応じて増員が必要な場合は社内関係者で協力している。 子育て世代のお母さん（お助け隊）を主に、公園内菖蒲園の除草作業を手伝ってもらっている※3～4日/週　4月～10月の数時間程度　自分で働ける時間での稼働 ○地域や関係団体との連携 金足追分振興会、地域町内など協力協働し清掃ボランティア等の連携を図っている。 インターシップの受入を積極的に行っている。 近隣高校への技術指導や独居施設の緑地管理ボランティア活動に協力している。 ○職員の資質向上 日本庭園水心苑と公園緑地管理する上で、定期的専門技術講習の文化財庭園技術者協議会や造園関連研修へ参加している。 ○公園魅力PR 「公園かわらばん」やホームページ、SNSなどで公園の特徴や自然の紹介、イベント企画情報を発信している。

（観点Ⅳ）の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	A	実績報告記載のとおり、施設の管理運営等、指定管理業務は適正に行っている。
	県 （所管課）	A	モニタリングの結果及び運営協議会の開催状況等から、管理運営業務が適正に行われている。

【評価基準】　Ａ：順調（改善点なし）、Ｂ：概ね順調（重大な問題点なし）、Ｃ：改善が必要（重大な問題点あり）
県（所管課）の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

○県の施策の達成状況 （施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等） ・健康運動、レクリエーションの場となり、心身の健康増進等に寄与している。 ・観光客の誘致等により地域の賑わいを創出、活性化に寄与している。 ・地域のコミュニティ活動の拠点、市民参画の場となりコミュニティ形成に寄与している。 ・子どもの健全な育成の場を提供し、子育て、教育に寄与している。
○施設運営の課題 ・施設の老朽化対策
○今後の方向性 （県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等） ・秋田県公園施設長寿命化計画（R4～R13）に基づき、計画的に更新、修繕を実施。 ・計画と施設の状況に乖離がないよう、定期的（5年毎）な計画の見直しを令和8年度に実施予定。

別紙

秋田県立小泉潟公園の公園施設等を使用する場合の使用料

1　施設使用料

区分		使用料金の額
テニスコート	平日	１面１時間につき　220円
	土曜日・日曜日・休日	１面１時間につき　450円

備考

1　使用時間が１時間未満であるとき又は使用時間に１時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を１時間とする。

2　この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第３条に規定する休日をいう。

2　器具使用料

区分	使用料金の額
テニスラケット	１本１回につき　260円
その他の器具	１品目１単位１回につき　110円